

## 【後期高齢者医療】 限度額適用認定の手続きについて

住民税非課税世帯の方および現役並み所得者のうち、区分ⅠまたはⅡに該当する方には、入院などで医療費が高額になりそうな場合、一つの医療機関における限度額を超える医療費の支払いが免除される制度があります。

届く書類	必要な手続き	備考
資格確認書 (限度区分の印字あり)	手続き <b>不要</b>	現在お持ちの資格確認書にすでに「限定区分」の印字があり、世帯構成や所得状況に変更がない場合は、限度区分が印字されたものが届きます。
資格確認書 (限度区分の印字なし)	申請が <b>必要</b>	限度区分を印字することができますので、必要な方は資格確認書をお持ちのうえ、保健課または本庁舎・野田川庁舎の住民税務課住民係にお越しください。
資格情報のお知らせ	手続き <b>不要</b>	マイナ保険証を利用する場合は、限度額を超える医療費の支払いが免除されます。

## 重度心身障害老人健康管理事業対象者証の更新

対象となる方には、重度心身障害老人健康管理事業対象者証（以下、対象者証）を後期高齢者医療の資格確認書または資格情報のお知らせに同封してお届けします。

### ▶ 資格確認書が届く方

資格確認書と対象者証を医療機関などに提示してお使いください。

### ▶ 資格情報のお知らせが届く方

マイナ保険証で受け付けをしたうえで、医療機関などに対象者証を提示してください。



## マイナ保険証、こんなに便利！

医療費の手続きが簡単



突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる。

過去のお薬情報などを確認できる



過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる。

### 利用登録は簡単！

マイナ保険証の利用登録をしていない場合も、医療機関・薬局にマイナンバーカードをお持ちいただくと、その場で登録できます。

厚生労働省  
ホームページ



問 保健課 ☎ 43-9022

— 後期高齢者医療加入者の方へ —

## 資格確認書などの一斉更新のご案内

お手元の資格確認書は「7月31日(金)」で有効期間を迎えます

後期高齢者医療制度では、令和8年8月から年齢やマイナ保険証の利用状況に応じて、役場から「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月下旬にお届けします。

※ 更新手続きは不要です

## あなたに届くのはどっち？ — 年齢などによって届く書類が異なります —

これまでは、マイナ保険証の利用状況にかかわらずすべての被保険者へ資格確認書を交付していました。8月からは以下のとおり、年齢およびマイナ保険証の利用状況に応じて、資格確認書または資格情報のお知らせのいずれかをお届けします。

※ 年齢は令和8年度の資格確認書などの交付日時点における年齢が基準となります

### 84歳以下の方

- マイナンバーカードを所有している いいえ →
- はい ↓
- マイナ保険証の利用登録をしている いいえ →
- はい ↓
- マイナ保険証を過去1年間で6回以上、かつおおむね直近3ヵ月以内に利用している いいえ →
- はい ↓

### 85歳以上の方

#### 資格確認書

- 8月からは届いた資格確認書で受診できます。
- マイナ保険証をすでにお使いの方は、引き続きマイナ保険証で受診できます。

※ マイナンバーカードをお持ちの方は、利用登録していただくことでマイナ保険証で受診できます



#### 資格情報のお知らせ

マイナ保険証で受診してください。なお、届いた資格情報のお知らせは、マイナンバーカードと一緒に保管してください。

- ※ 資格情報のお知らせだけでは保険診療を受けられません
- ※ 身体的な理由などからマイナ保険証の利用が難しくなった場合は、申請により資格確認書を交付できます。詳しくは保健課までお問い合わせください。